

九州大学法学部ニュース：第19号

<https://doi.org/10.15017/1543663>

出版情報：法学部ニュース. 19, pp.1-, 2015-09-30. 九州大学法学部広報委員会
バージョン：
権利関係：



アテネオ・デ・マニラ大学と ダブル・ディグリー協定の調印式を行いました。



2015年5月25日、九州大学法学府(大学院)は、アテネオ・デ・マニラ大学(フィリピン)とダブル・ディグリープログラムに係る枠組み協定の調印式を行いました。

このプログラムは、2012年に九州大学法学部が採択された「スパイラル型協働教育モデル:リーガルマインドによる普遍性と多様性の均衡を目指して」と題した「大学の世界展開力強化事業ASEAN諸国等との大学間交流形成支援」において、最上流の学生交流プログラムとして位置付けられています。

このプログラムによって、九州大学法学府(大学院)の学生とアテネオ・デ・マニラ大学アテネオ・ロースクールの学生が相互の大学で学び、両方の大学から学位を取得することができます。

ASEAN地域でも有数の大学であるアテネオ・デ・マニラ大学とのダブル・ディグリー協定は、今後、法学研究院との一層の学生交流と学術交流を進めていくものとなるでしょう。



着任挨拶

教授（西日本新聞寄付講座）

た ばた よし なり
田端 良成

所詮、「お客様教員」でしかな
いわが身だが、学生諸君には「自分
の幹を太くしろ」「大量の情報を仕
入れて自分の中で化学反応を起こせ」「箱崎6丁目だけでも
を考えるな」などと声を張り上げている。篤学の方には失笑も
のだろう。客觀性は担保できず、數値的な裏付けもなく、社会
科学の名に値しない。ただ知の「拡張性」や「リベラルアーツ」
「国際性」を身につけることが、何よりこれから的学生諸君の
武器になると思うのだ。

医療の進展で寿命は1日5時間のペースで伸び続ける。今の
学生諸君が社会の中核を担う30年後、彼らの寿命は100歳に

なる。社会保障制度はもとより、生き方そのものも今とはまっ
たく違うものになるだろう。薬を内包する超微細物質ナノマシ
ンは体内を駆け巡ってさまざまな病気の芽を摘んでいく。SF
ではなく実現の射程距離に入った話だ。先日、ワシントン支局
時代に知り合った米国の黒人弁護士は、IBMが開発した学習
するコンピューターWatsonに「(判例を分析する仕事が)奪わ
れそうだよ」とメールに書いてきた。時代は2倍速、3倍速の速
さで進み、地の地平は際限なく広がり続ける。大学の外野席か
ら見れば、そういう時代だからこそ教える内容も教え方も臨機
応変にと願う。

本学に着任する前、若い頃からの飲み仲間で今や文科省のお
偉いさんになった友人から「大学で問題を起こすなよ」と冗談
交じりに忠告された。これまさに杞人の憂い。伸びしろだらけ
の学生諸君を相手に、上機嫌で教壇に立たせてもらっている。



着任挨拶

准教授

いの うえ たけ し
井上 武史

2014年10月に着任しました井
上武史と申します。出身は大阪で、
高校まで兵庫で過ごし、学生生活を
京都で送りました。京都大学法学部・同大学院法学研究科で学
び、同助教として勤務した後、2008年に岡山大学法学部で教職
を得ました。また、2010年から2年間、フランスのパリ大学（パ
ンテオン・ソルボンヌ校）で在外研究を行った経験があります。

私の専攻は憲法学です。憲法学の分野にはいくつかあります
が、大学院以来、基本的人権の1つである結社の自由（憲法21
条）に関心をもって研究を行ってきました。結社の自由は、人々
が団体を結成し、団体が自由に活動できるための基礎となる人
権です。しかし、個人主義を理念とする憲法理論の中に「団体」
を適切に位置づけるのは簡単ではありません。そこで、同じよう

な問題にいち早く直面し、その解明に取り組んできたフランス法
を参照して研究を行ってきましたが、昨年、その成果をまとめた
著書『結社の自由の法理』（信山社、2014年）を公刊するこ
とがきました。今後は、統治機構や基礎理論など憲法学の他の
分野の研究も進めて行きたいと考えています。

九州大学に来てもうすぐ1年になりますが、九大生は能力が高
く、とても勉強熱心だと感じています。講義や演習を通じての学
生の皆さんとのふれ合いは、私にとってたいへん貴重なもので
す。九州大学法学部という伝統ある学び舎で、学生の皆さんと
ともに、私自身も研鑽を積んで行ければと願っています。

昨年、家族4人で見知らぬ地にやってきましたが、福岡の人の
優しさと温かさに大いに助けられています。また、福岡は日本有
数の大都市ですが、海や山などの自然とも近場で接するこ
とができる、子どもたちも大満足です。いまでは、1週間の疲れを癒
しに温泉に行くのが家族の楽しみになっているほどです。これから
も福岡のそして九州の魅力を探しに、いろいろ出かけて行きた
いと思っています。



着任挨拶

准教授

わ に 和仁 かや
和仁 かや

本年4月1日付で日本法制史担当
の准教授として法学研究院に着任い
たしました和仁かやと申します。

東京都港区生まれ、横浜のフェリス女学院中学校・高等学校
を卒業後、東京大学法学部第3類（政治コース）から同大学院法
学政治学研究科基礎法学専攻に進み、とりわけ江戸時代を中心
として日本法制史の研究を始めました。その後数年の非常勤生
活などを経て神戸学院大学法学部で専任講師、准教授を合わせ
て7年勤め、本学に参りました。気がつきますとだんだん東から
西へと進んでおり、しかも横浜・神戸・福岡と港のある町とご縁

があるようです。

学部学生時代に偶々江戸幕府唯一の成文法典である公事方
御定書に接したのが研究者を志した直接のきっかけですが、そ
の面白さや奥深さについては、本学の日本法制史講座二代目の
担当者であられた金田平一郎先生（1900-1949）の論文から
多くのことを教わって参りました。この度本講座を長年守ってこ
られた植田信廣先生から引き継がせていただくに当たり、改めて
伝統の重みをひしひしと感じている次第です。浅学菲才では
ありますが、これまで主に取り組んで来た幕府法史と並行して、
九州にご縁をいただいたのを契機に、これもかねて関心のありま
した琉球法制史、さらには九州各地の豊かな歴史に裏付けられ
た法の地域的特性についても、才能豊かで勉強熱心な学生さん
たちから刺激を受けつつ、研究を進められればと考えています。

今後ともご指導ご鞭撻のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

山崎拓氏講演会

西日本新聞特殊講義I「現代社会論」では、2015年6月5日に山崎拓氏を講師に迎え、講義を行いました。

講義の内容は、山崎氏が自民党で幹事長や防衛庁長官、党安全保障調査会長などを歴任した際の出来事や政治情勢、政権の特色等について話されました。

また、衆議院憲法審査会で憲法学者3名から違憲とされた安全保障関連法案について、山崎氏自身も危機感を感じ、「憲法解釈を一内閣の恣意によって変更することは認めがたい」とする反対声明を出すと述べられました。

学生からの質疑では、現在の安倍政権と以前の政権とで変わったことは何か、優れた政治家とはどのような人物か、特に領海・領土に関して日本は隣国とどのように接していくべきか、といった質問が出されました。



2015年度法学部・法学府・法科大学院入学式が挙行されました

2015年4月に法学部・法学府・法科大学院の入学式が執り行われました。平成27年度の入学は以下の通りです。

2015年4月 入学者データ

法学部	
前期日程	157名
後期日程	34名
帰国子女	0名
AO入試	8名
計	199名

法科大学院	
法学未修者	15名
法学既修者	20名
計	35名

法学府修士課程

研究者コース	7名
専修コース	4名
国際コース	1名
計	12名

法学府博士課程

研究者コース	6名
高度専門職業人コース	0名
計	6名

※国際コース10月入学(予定)修士49名、博士2名



法科大学院入学式（4月3日）



法学府入学式（4月8日）



法学部新入生オリエンテーション（4月9日）

オープンキャンパスを開催しました！

2015年8月1日(土)、九州大学箱崎地区のオープンキャンパスが開催されました。当団は、全国から高校生が九州大学を訪問しました。

法学部のイベントへの参加者は950名でした。

田中教雄法学部長の挨拶で始まり、南野教授、大賀准教授、小島准教授、フェニック准教授による模擬授業、法学部紹介DVDの上映、Global Vantage(GV)プログラム紹介イベント、寺本教授による保護者・引率者への法学部紹介、高等学校教員との進学懇談会が開催されました。午後からは現役法学部生の引率によるキャンパス案内ツアーや学生・教員との談話会が開催されました。

高校生・保護者・高校教員の皆様、暑い中お疲れ様でした。



保護者・
引率者等への
法学部紹介
寺本教授

模擬授業
大賀准教授

高等学校等
教員との
進学懇親会

模擬授業
南野教授

研究室訪問
入江研究室

法学部学生
との
質疑・交流

模擬授業
小島准教授

OPEN CAMPUS

KYUSHU UNIVERSITY
FACULTY OF LAW

何でも
聞いて～

法学部学生
との
質疑・交流

ハーグ国際私法会議アジア太平洋事務所(HAPRO) インターン体験記

からもと けんた
九州大学法学部4年 唐元 健太

● インターン期間:2015年2月24日~9月4日 於HAPRO(香港)

インターンを希望した理由

私は高校時代から漠然と国際社会において平和を実現できるような仕事をしていきたいと考えていました。そのため、大学では正義概念を有する(はずの)法というものを学び、特に国際社会で妥当している国際法を学ぼうと思い、実際に柳原先生の国際法ゼミに所属していました。また、渉外的な私人間の紛争にも興味を持ち、河野先生の国際私法ゼミにも所属しました。このように、国際社会における紛争に興味を持っていた私は、国際私法分野において統一法の作成などを通じて紛争の平和的な解決を図るハーグ条約に関心を持ち、外務省試験の失敗と河野先生の紹介という偶然に突き動かされるままにHAPROにインターン生として参加しました。

ハーグ国際私法会議(HCCH)とは

HCCHは1893年にオランダのハーグで設立された、国際私法の統一を目的とする国際機関です。現在、77の国家(及び地域)とEUが加盟しています。HCCHが扱う分野は幅広く、(1)家族法や民法・商法に関する準拠法の決定、(2)国際管轄権の決定、(3)外国判決の執行・承認及び(4)国際司法共助に関する分野について、統一法を作成することを通じて国際公益を実現し、また法的安定を提供し紛争の公平な解決に貢献しています。2013年に日本が締約国となり話題になった国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(2014年発効)は(2)・(4)に係る分野で、不法に奪取された子の利益を確保するために、子供の常居所地へ迅速に返還する制度を確立したものです。このようにHCCHは私たちの生活に実際に関わる場面で適用される可能性のある法規範を創造する国際機関です。

HAPROでのインターン

HAPROはそのようなHCCHの理念を未だ加盟国の少ないアジアにおいて達成するために、地域機関としてはラテンアメリカに次いで2012年に香港で設立されました。ラテンアメリカと比べて、言語・文化・歴史・宗教・法制度が大きく異なり、また近年経済発展著しいアジア地域においては渉外的事案の火種は多く、また公平な解決を果たすための法制度が欠如しているのが現状です。そのために、HAPROが担うべき役割と責任は非常に大きく、またこれからよりその重要度を増していくでしょう。

HAPROにおいて私は①民事又は商事の事案における裁判上又は裁判外の文書の送達又は告知に関する条約(送達条約)の手引書の翻訳、②日本の法制度の紹介そして③国際会議の準備を主に担当しました。

送達条約とは、訴訟を有効に行うための訴状などを外国に住む被告へ送達する際の司法共助を定めた条約です(前述の(4)に関する)。日本も締約国であるこの条約は、子の奪取に関する条約においても採用された中央当局(the Central Authority)の制度を初めて規定した条約であり、渉外事案において適用される頻度の高いものです。手引書の翻訳作業は一語一語の意味を正確に訳するだけでなく、条約に関する知識やまた各国の運用や法制度を調べなければ全体的に整合の取れたものになりません。特に、直訳しても意味が不明瞭である場合などに、意味が通るように翻訳する作業は非常に苦労しました。

日本の法制度を紹介する作業では、より論点を明確にし、意見を加えるため他のインターン生と協力しながら仕事を進めました。各国の法制度を比較することで何が論点かを理解し、日本の問題点や優れた点を明確にすることができます。この仕事は、理路整然とした文章を英語で書くだけではなく、また書いたことの意図とその意味を他のインターン生や上司に説明する必要があるので、英語での仕事が初めての私にとっては非常に有意義なものであり勉強になりました。他のインターン生はオーストラリア、シンガポール、フィリピンまた香港から来ており、多くは院生で法曹界志望の方々でした。英語圏の方たちなので、経験や希望する進路もグローバルな方が多くとても刺激になりました。

国際会議の準備は後述のマカオで行われたアジアにおける子の福祉を図るための会議の準備です。具体的には、プログラムの作成、参加者へのメール及び会議後の資料作成などです。基本的には雑務であり、知力より根気強さと言った体力が要求されました。国際会議がどのように運営されているのかを知ることができたのは良い経験となりました。また、当然ですがすべての作業は英語で行うので英語でのメール方法や資料作成方法が身に着きました。

マカオでの国際会議

6月25日と26日にはマカオで "Towards the Well-Being of the Child Through the Hague Child Abduction and Protection of Children Conventions: An Asia Pacific Symposium, Macao, China" と題された国際会議が行われました。同会議ではアジアの国々を中心として10か国以上の国の代表や専門家が集まり、子の福祉の発展のためにそれぞれの国々が子の奪取に関する条約及び子の保護に関する条約の実践について報告しました。日本は上述のように前者の条約を2013年に締結したばかりでしたので、その注目度はとても高く多くの国々が日本の外交官と裁判官によるプレゼンに興味を抱いていました。特に、日本の家族観が国際社会の考える子の福祉とは平仄が合わないと主張される点、また日本の調停制度は裁判所が関与する具合が大きく欧米の調停制度と大きく違う点が質問されていました。

他にも、イスラーム法であるマレーシアにおいて欧米流の子の福祉をどのように調和させるか、中国の大学教授による上記の条約への中国の締結可能性などの興味深い報告も多くありました。

国際会議の最後の挨拶において、米国の領事局長の述べた「ここにいる皆さんの全てが、子の福祉を考える専門家であります。つまり、私たち全員に子の福祉を守る能力と責任があります。私たち全員が、それぞれの国に帰った際には直ぐに子の福祉のために何が必要であるのか、これらの条約が何のためにあるのかを政府にそして市民に伝えなければなりません」という言葉には参加者の全員が盛大な拍手を行い、この二日間の参加者の子供たちの幸福を願い行動するという真摯な思いを体現しているようでした。私自身もこの会議の末席ではありましたが、名を連ねた者として恥じないようにこれからもハーグ条約に密に関わっていきたいと再度感じました。



日本から参加した外務省・裁判官・弁護士の方々とマカオの国際会議にて
(一番左が著者)

インターンを経験して

HAPROに参加し、国際社会において紛争を未然に防ぎ又はそのような紛争を公正に解決する現場を(裏方ではありましたが)見ることができました。また、多くの国籍の方々(オーストラリア、シンガポール、香港、中国、マカオ、フィリピンそして日本)と一緒に仕事を行う中で、法の有する正義の営みが国内だけでなく国際社会においても実現できるという実感を得ることができました。子の福祉を改善したいといった崇高な熱意とそれを支える冷静な論理を持った人々が世界中に居て国際的に活動を行っている。そして、そのような営みが少なくともHCCCHでは120年以上多くの人々により行われ続けている。この事実は、決して過小に評価するべきでなく、国際社会における平和という理想を実現するための着実な努力として捉えるべきだと思います。

このようなHAPROでの経験の中で、国際社会における法の支配を実践し、国際社会における平和が実現できるような仕事をしたいと再度強く考えようになりました。また、そのためにやはり外務省職員として働き、国際法などを使いながら国際社会において日本の掲げる平和外交を達成していきたいとも思いました。

来年の4月より外務省専門職員(英語)として就職することができたのも以上のような思いが通じたからかもしれません。外交官として、また英語及び国際法の専門官として大学で学んだ知識を活かしながら、HAPROで具体化された夢を実現できるようにこれから頑張っていきたいです。

(2015年9月執筆)



マカオ国際会議全体写真

嶋田暁文=阿部昌樹=木佐茂男(編著)

『地方自治の基礎概念—住民・住所・自治体をどうとらえるか?』(公人の友社)

木佐教授、嶋田准教授

2015年8月

嶋田暁文=木佐茂男(編著)

『分権危惧論の検証—教育・都市計画・福祉を題材にして』(公人の友社)

木佐教授、嶋田准教授

2015年7月

松宮孝明(編)

『ハイブリッド刑法総論(第2版)』(法律文化社)

井上(宣)教授、野澤准教授

2015年5月

小泉直樹=田村善之(編)

『はばたき—21世紀の知的財産法／中山信弘先生古稀記念論文集』(弘文堂)

寺本教授、小島准教授

2015年6月

川崎英明=白取祐司(編著)

『刑事訴訟法理論の探究』(日本評論社)

豊崎教授、高平助教

2015年5月

日本司法書士会連合会(編)

『離婚調停・遺産分割調停の実務—書類作成による当事者支援』(民事法研究会)

入江淮教授

2015年5月



2014年度 ロー・ライブラリー・プロジェクト(LLP)執行報告

2005年度から、法学部の保護者の方々のご寄附および教職員からの寄附金を基に、法学部学生の学修環境を整備するロー・ライブラリー・プロジェクト(LLP)を実施しています。

ご寄附いただいた資金は、「法学部学生情報サロン」の開設と運営、ロッカーやコピー機の設置、ゼミ論集刊行、そして法学部ニュースの発行など、学生の教育環境の充実および保護者への法学部の情報発信として使用してまいりました。

2014年度の執行状況は、学生情報サロン運営費、サロン配架の書籍・雑誌・PCの購入、判例データベースの契約、就職支援事業の講師謝礼等で、4,556,761円を支出しました。

今後も、学生の勉学環境・福利厚生の向上のため、様々な施策を展開していきたいと考えています。
ご意見・ご要望がございましたら、ぜひご連絡ください。

事 項	支 出	金 額
学生情報サロン雑誌・辞書購入費		259,079
法学部創立90周年記念事業・『法政研究第81巻第4号』抜刷作成費および発送費		72,526
ゼミ論集刊行助成費		593,782
法学部ニュース刊行・発送費		820,800
TKC・研究支援システムサービスの利用		2,402,352
雑誌記事索引集成DBサービスの利用		246,240
就職対策講座「面接対策」		43,200
教科書購入費		118,782
支出合計		4,556,761

編
集
後
記

今年のオープンキャンパスも暑い1日でした。今年は法学部では新たに保護者・引率者等への法学部紹介と高等学校等教員との進学懇親会を開催し、情報交換に努めました。
皆様方からのご意見等をお待ちしております。

炭崎 貴子(sumisaki@law.kyushu-u.ac.jp)